

## PG1-06 障害者福祉政策（児童福祉政策）の最新の動向

実践研修標準カリキュラムの講義科目について、その展開方法について解説する。  
※本科目は令和2年度研修と同一内容である(映像及び資料のPG番号は昨年度のもの)。

### 【担当】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活支援推進室  
相談支援専門官 藤川 雄一

# PG05 障害者福祉政策の最新の動向 児童福祉政策の最新の動向

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
障害福祉課 地域生活支援推進室

## 本講義の内容

サービス管理責任者研修における「障害者福祉政策の最新の動向」、児童発達支援管理責任者研修における「児童福祉政策の最新の動向」の都道府県での実施に際してのポイントの伝達及び現在の政策の最新動向についての説明を行う。

## 本講義の流れ（40分）

1. 科目の位置づけ・獲得目標・概要
2. 都道府県で講義を実施する際のポイント
3. 障害者福祉政策・児童福祉政策の最新の動向
4. まとめ

# 1. 科目の位置づけ・獲得目標・概要

# 1. 科目の位置づけ・獲得目標・概要

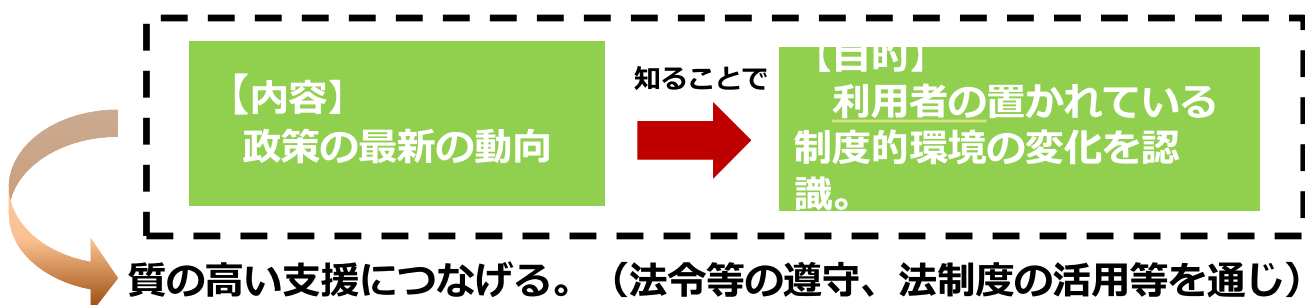
## ① 標準カリキュラムにおける内容・目的

**【障害者福祉政策の最新の動向】** 講義 60分 サービス管理責任者実践研修

- ・ 障害者福祉施策の最新の動向について理解することにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。

**【児童福祉政策の最新の動向】** 講義 60分 児童発達支援管理責任者実践研修

- ・ 児童福祉施策の最新の動向について理解することにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。





## 2. 都道府県で講義を実施する際のポイント

## 2. 都道府県で講義を実施する際のポイント

- ① 本科目の狙い（獲得目標等）を講義中で確認する。
  - ・ 冒頭およびまとめで確認する。
- ② 本科目の目的が達成できる講義となるよう留意する。
  - ・ 新たな知識（＝最新の情報）の伝達
  - ・ 受講生の振り返り、知識の再体系化

単なる知識の伝達、スライドの読み上げにならないよう留意

## 3. 障害者福祉政策・児童福祉政策の最新の動向

## 3. 障害者福祉政策・児童福祉政策の最新の動向

### ① 法制度の仕組みと最新の動向

- ・ 経緯や意図、仕組みの復習
  - ・ 福祉サービスを規定する法律  
障害者総合支援法、児童福祉法
  - ・ 関連する法律 ※障害者総合支援法・児童福祉法以外の法律にも目を配ること。  
日本国憲法、障害者権利条約、子どもの権利条約、社会福祉法、障害者基本法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、障害者虐待防止法、児童虐待防止法、障害者差別解消法、読書バリアフリー法 など
- ・ 現状
  - ・ 直近の法の成立や改正(例えばを下線)
  - ・ 直近の報酬改定 平成30年度報酬改定、令和元年度報酬改定
  - ・ 障害児者、サービス利用者、サービス提供事業所、サービス提供状況などの状況

以下、国の資料を用い、  
講義の一部の例を示します。

### ② 各分野の動向

## 参 考 例

### サービスの質の向上のための施策や 虐待防止・権利擁護、意思決定支援について

令和2年度 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 配布資料

11

#### 障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、  
平成24年10月1日施行)

#### 目 的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

#### 定 義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
  - ①養護者による障害者虐待
  - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
  - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
  - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
  - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
  - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
  - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
  - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

12

## 虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<b>【市町村の責務】</b> 相談等、居室確保、連携確保 <b>【スキーム】</b> 虐待発見 → 通報 → 市町村 ① 事実確認（立入調査等） ② 措置（一時保護、後見審判請求）	<b>【設置者等の責務】</b> 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 <b>【スキーム】</b> 虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県 ① 監督権限等の適切な行使 ② 措置等の公表	<b>【事業主の責務】</b> 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 <b>【スキーム】</b> 虐待発見 → 通報 → 市町村 → 通知 → 都道府県 → 報告 → 労働局 ① 監督権限等の適切な行使 ② 措置等の公表

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

## その他

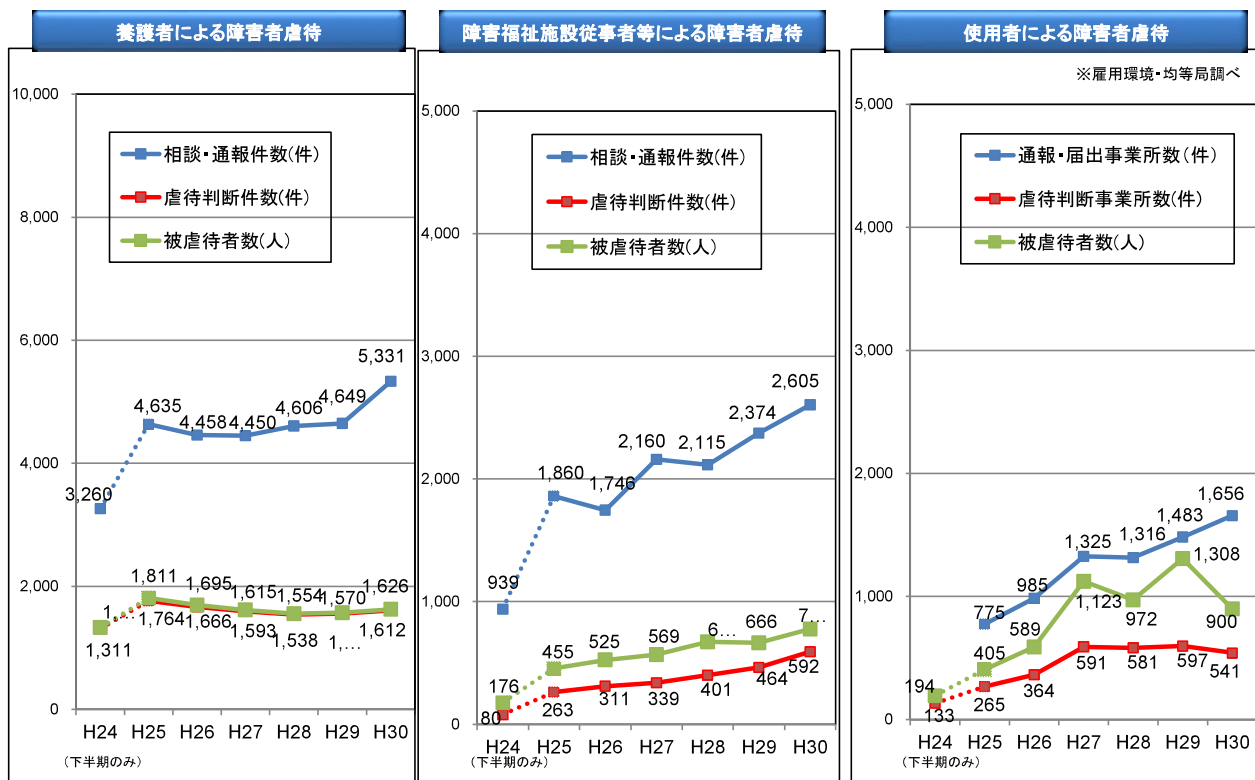
- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法をそれぞれ適用。

13

## 障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）経年比較

注：平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から平成30年度の6ヶ年分が対象。



14



# 障害者虐待防止対策関係予算額

○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）

令和2年度予算：6.1億円

令和元年度予算：6.1億円

平成30年度予算：4.9億円

## 1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

## 2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

### ① 虐待時の対応のための体制整備

例：24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問の実施

### ② 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施

### ③ 専門性の強化

例：医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析

### ④ 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

### ⑤ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

## 3. 実施主体 都道府県及び市町村

## 4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国1/2、都道府県1/4 都道府県実施事業：負担割合 国1/2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費 令和2年度予算：11,794千円（①3,434千円、②8,360千円）

## 1. 事業内容

- ① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施
- ② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析

## 2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）

# 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

## 趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するか」についての選択の機会が確保される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

## 意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

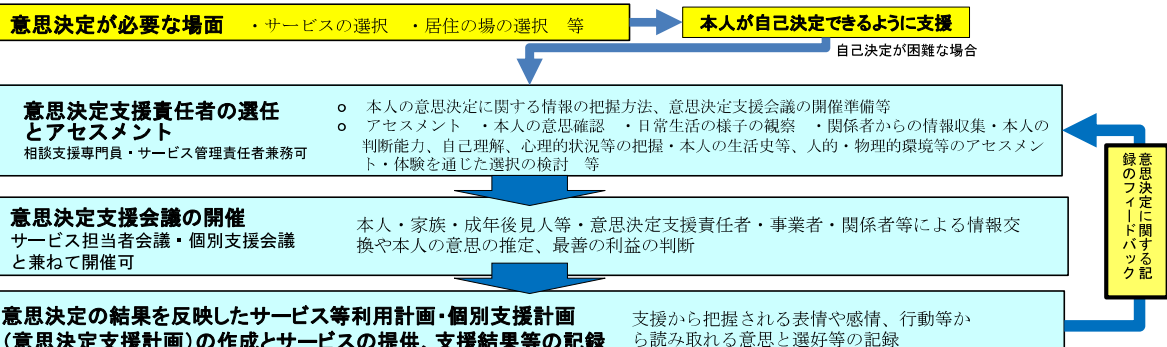
### 【意思決定支援の定義】

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び嗜好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び嗜好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

### 【意思決定を構成する要素】

- (1) 本人の判断能力  
障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。
- (2) 意思決定支援が必要な場面  
① 日常生活における場面（食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面）  
② 社会生活における場面（自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面）
- (3) 人的・物理的環境による影響  
意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

## 意思決定支援の流れ



# 放課後等デイサービスガイドラインの主な内容

(平成27年3月2日時点)

## 総則

- ◆ **ガイドラインの趣旨**
- ◆ **放課後等デイサービスの基本的役割**  
子どもの最善の利益の保障／共生社会の実現に向けた後方支援／保護者支援
- ◆ **放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動**  
基本活動： 自立支援と日常生活の充実のための指導訓練／創作活動／地域交流／余暇の提供
- ◆ **事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理**

## 設置者・管理者向け ガイドライン

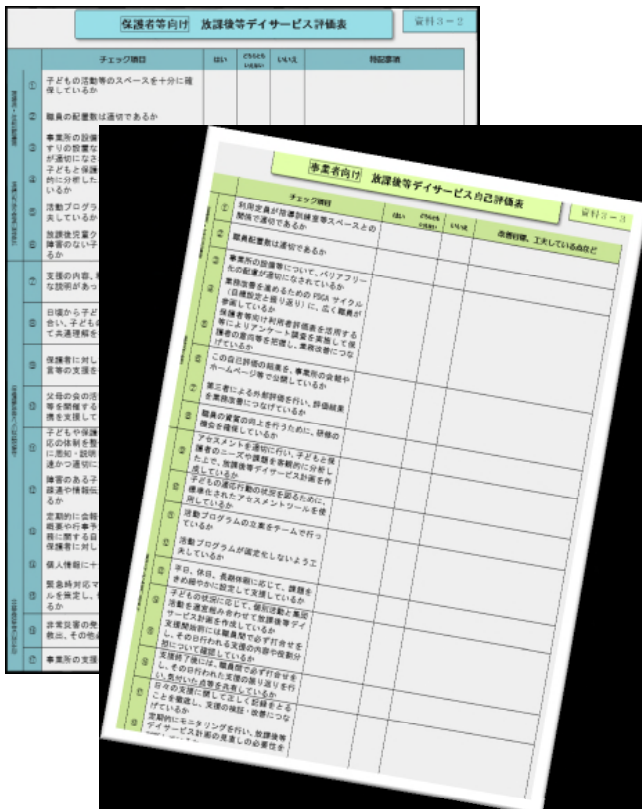
## 児童発達支援管理責任者 向けガイドライン

## 従業者向け ガイドライン

- ◆ **子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上**  
環境・体制整備／P D C Aサイクルによる適切な事業所の管理／従業者等の知識・技術の向上  
放課後等デイサービス計画に基づく適切な支援／関係機関や保護者との連携
- ◆ **子どもと保護者に対する説明責任等**  
運営規程の周知／子どもと保護者に対する、支援利用申請時・利用開始時の説明／  
保護者に対する相談支援等苦情解決対応／適切な情報伝達手段の確保／地域に開かれた事業運営
- ◆ **緊急時の対応と法令遵守等**  
緊急時対応／非常災害・防犯対策／虐待防止／身体拘束への対応  
衛生・健康管理／安全確保／秘密保持等

39

# 放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価等



「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」と、より簡素な「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」を作成

想定される自己評価の流れ

- ① 保護者へのアンケート調査
- ② 事業所職員による自己評価
- ③ 事業所全体としての自己評価
- ④ 自己評価結果の公表
- ⑤ 支援の改善



平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の際に、放課後等デイサービスガイドラインを活用し、事業者による支援の質の自己評価を行い、障害児の保護者による評価を受け、支援の質の改善を図ることとし、その評価及び改善の内容を公表することを義務づけ

40

## 児童発達支援に関するガイドライン策定検討会

障害児通所支援の一つで、主に乳幼児の発達支援を行う「児童発達支援」について、支援の質の確保及びその向上を図り、障害児本人のための発達支援を提供していくため、有識者、関係者の参集を得て、児童発達支援ガイドラインを策定する。

### 【ガイドライン策定の目的】

児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みを策定

### 【支援の評価に活用】

保護者や事業者、自治体が個別支援計画や実際の支援内容をチェック・評価することにより、児童発達支援の質を確保

### 【スケジュール】

- ・開催状況：検討会を5回実施  
(平成28年11月28日(第1回)、12月26日(第2回)、平成29年2月21日(第3回)、  
4月11日(第4回)、5月23日(第5回))
- ・平成29年7月24日公表

### 【児童発達支援に関するガイドライン策定検討会 構成員名簿】

石橋 大吾	一般財団法人全日本ろうあ連盟理事	戸枝 陽基	全国医療的ケア児者支援協議会代表
◎大塚 晃	上智大学総合人間科学部教授	樋口 てるみ	全国重症心身障害児(者)を守る会
北川 聡子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会理事	福島 龍三郎	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク理事
小林 真理子	一般社団法人日本発達障害ネットワーク副理事長	本田 睦子	特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネットワーク
鈴木 麻記子	全国重症心身障害日中活動支援協議会	松井 剛太	香川大学教育学部准教授
高橋 弥生	社会福祉法人日本盲人会連合	御代川 栄子	一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会理事
田中 正博	全国手をつなぐ育成会連合会総括	山根 希代子	一般社団法人全国児童発達支援協議会理事
○柘植 雅義	筑波大学教授(人間系障害科学域知的・発達・ 行動障害学分野)	吉田 祥子	全国特別支援教育推進連盟常任理事
辻井 正次	中京大学現代社会学部教授		

(敬称略、五十音順) ◎ 座長 ○ 座長代理

41

## 「児童発達支援ガイドライン」の概要

### ガイドラインの策定

○ 児童発達支援は、平成24年4月に約1,700か所であったが、平成29年1月には約4,700か所へと増加している。このような中、支援の質の確保及びその向上を図る必要がある。このため、児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして策定、公表。(平成29年7月24日付障発0724第1号)

### ガイドラインの目的

児童発達支援について、障害のある子ども本人やその家族に対して質の高い児童発達支援を提供するため、児童発達支援センター等における児童発達支援の内容や運営及びこれに関する事項を定める。

### 児童発達支援の提供すべき支援

児童発達支援は、大別すると「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家庭支援」及び「地域支援」からなる。  
【本人支援】障害のある子どもの発達の側面から、「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを大きな目標として支援。  
【移行支援】障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、かつ同年代の子どもとの仲間作りを図っていくこと。  
【家族支援】家族が安心して子育てを行うことが出来るよう、さまざまな家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等。  
【地域支援】支援を利用する子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、関係機関等と連携すること。また、地域の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築すること。

### 児童発達支援計画の作成及び評価

障害のある子どもや保護者の生活全般における支援ニーズとそれに基づいた総合的な支援計画を把握し、具体的な支援内容を検討し実施する。障害児支援利用計画と整合性のある児童発達支援計画を作成し、児童発達支援を実施する。

### 関係機関との連携

市町村、保健所、病院・診療所、保育所等、特別支援学校等の関係機関と連携を図り、円滑な児童発達支援の利用と、適切な移行を図る。

### 支援の質の向上と権利擁護

支援に関わる人材の知識・技術を高めるため、様々な研修機会の確保、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要。  
児童の権利条約、障害者の権利条約、児童福祉法等が求める子どもの最善の利益が考慮される必要がある。

【自己評価結果の公表】 職員による事業所支援の評価及び保護者等による事業所評価を踏まえ、事業所全体として自己評価を行う。また、概ね1年に1回以上、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要。

42